



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 220 ●
住宅改修・福祉用具について

【住宅改修費の支給について】

■ 住宅改修費の支給は、自宅でのより良い暮らしのための制度です

要介護（要支援）の認定を受けた方が、住まいの環境を整備することにより、暮らしの安全性を高め、体への負担を軽減するとともに、「できない」ことが「できる」ようになり、心身の状態が改善されるよう促すことを目的としています。自宅内への手すりの取り付けや、段差解消など、小規模な改修を行うとき、改修費用（支給限度基準額20万円）の7～9割を支給します（自己負担1～3割）。

【例1】10万円の改修を行った場合、自己負担1割のときは9万円が支給され、自己負担額は1万円となります。

【例2】25万円の改修を行った場合、自己負担1割のときは18万円（支給限度基準額の9割）が支給され、自己負担額は7万円（支給限度基準額の1割:2万円と支給限度基準額超過分:5万円）となります。

● 住宅改修費の支給対象となる改修

	工 事 の 種 類	内 容 の 例
①	手すりの取り付け	● 廊下、階段、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などへの手すりの取り付け
②	段差（傾斜）の解消	● 廊下、便所、浴室、玄関など各室間の床の段差の解消 ● 玄関から道路までの通路などの段差や傾斜の解消
③	ゆかざい 床材や通路面の変更	● 畳から板製床材、ビニール床材などへの変更 ● 浴室床材を滑りにくい床材へ変更 ● 通路面を滑りにくい舗装材へ変更
④	扉の取り替え	● 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替え ● 扉の撤去、ドアノブの変更、 とくろま 戸車の設置など
⑤	便器の取り替え	● 和式便器を洋式便器へ取り替え
⑥	そのほか①～⑤の改修にともなって必要となる工事	● 手すり取り付けのための壁の下地補強工事 ● 便器の取り替えにともなう給排水設備工事（水洗化への工事は除く）など

※上記以外の住宅改修や新築などは対象外です。※改修できる住宅は介護保険証に記載のある住宅地に限られます。

● 住宅改修は「事前申請」が必要です

支給を受ける場合、ケアマネジャーに相談し、住宅改修の工事をする前に理由書・見積書・見取り図・写真などの必要書類を添付して町に申請し、改修内容の審査を受ける必要があります。

町が要介護（要支援）認定者の心身の状況や住宅の状況などから、改修が必要と認めた場合に限り、住宅改修費の支給対象となります。

● 一定の所得がある方の自己負担割合は2割または3割です

自己負担割合は、お持ちの「介護保険負担割合証」（薄紫色・はがきサイズ）をご確認ください。

【福祉用具について】

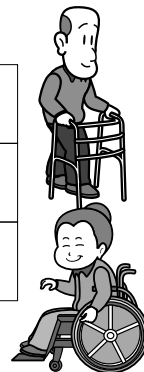
要介護・要支援認定を受けられた方が自宅で自立した生活を送るために、福祉用具を借りる、または購入することができます。適切な福祉用具の使用であると町が認めた場合は、借りる場合・購入する場合のどちらにおいても、費用の一部が介護保険より支給されますので、ケアマネジャーまたは指定事業所の専門相談員にご相談ください。

◆ 福祉用具を借りる（福祉用具貸与）

利用にはケアプランが必要ですので、ケアマネジャーにご相談ください。

<利用できる福祉用具の種類>

①手すり (工事をとみなわないもの)	②スロープ (工事をとみなわないもの)	③歩行器
④歩行補助つえ	⑤車椅子とその付属品	⑥特殊寝台とその付属品
⑦床ずれ防止用具	⑧体位変換器	⑨認知症老人徘徊感知機器
⑩移動用リフト(つり具を除く)	⑪自動排泄処理装置	



※認定が要支援1・2、要介護1の方は、⑤～⑪の福祉用具を介護保険給付で借りることができません。また、⑪については、要介護2・3の方も対象外となります。(ただし、要支援1～要介護3の方でも、例外として利用できる場合があります。)

◆ 特定福祉用具を購入する（福祉用具購入費の支給）

県の指定を受けた指定福祉用具販売事業所で、専門相談員の助言を受けて購入します。

<利用できる福祉用具の種類>

①腰掛便座 (補高便座、ポータブルトイレなど)	②入浴補助用具 (入浴用椅子、浴槽用手すりなど)	③簡易浴槽
④移動用リフトのつり具の部分	⑤自動排泄処理装置の交換可能部品	⑥排泄予測支援機器
⑦スロープ(令和6年4月1日～) (主に敷居などの小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く)	⑧歩行器(令和6年4月1日～) (脚部が全て杖先ゴムなどの形状となる固定式または交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く)	⑨歩行補助つえ (令和6年4月1日～) (カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチおよび多点杖に限る)



※指定福祉用具販売事業所以外（ホームセンターなど）での購入は、支給の対象となりません。
事前に必ず担当ケアマネジャー、または介護保険係までお問い合わせください。

◆ 貸与・購入にかかる利用者負担

- 福祉用具貸与の場合…借りる費用の1～3割
- 福祉用具購入の場合…購入費用の1～3割(支給対象限度額は年度ごとに10万円までです。)

※一定の所得がある方について、介護サービス利用時の自己負担割合は2割または3割となっています。
自己負担割合は、お手元の「介護保険負担割合証」(薄紫色・はがきサイズ)をご確認ください。

～福祉用具の適切な利用にあたっては、担当ケアマネジャーなどと十分相談しましょう。～

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116